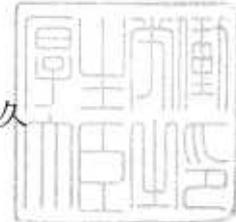


厚生労働省発食安0605第3号
平成27年6月5日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第6号及び同条第3項の規定に基づき、下記事項に関する同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

めん羊及び山羊の牛海綿状脳症（BSE）対策について、以下の措置を講ずること。具体的に意見を求める内容は別紙の2のとおり。

（1）国内措置

- ア と畜場におけるめん羊及び山羊のBSE検査について、検査対象の見直し
- イ 特定部位について、と畜場法（昭和28年法律第114号）第6条及び第9条の規定に基づき、衛生上支障のないように処理しなければならないめん羊及び山羊の部位の範囲の改正

（2）国境措置

BSE発生国又は発生地域において飼養された牛に由来する肉及び内臓について食品安全委員会の食品健康影響評価を受けた国からのめん羊及び山羊の肉及び内臓等の輸入条件の設定



1 諮問の背景及び趣旨

スクレイピーはめん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症（TSE）で、250年以上前から知られており、ヨーロッパ、北米で散発的に発生しているほか、日本でもこれまでに65頭のめん羊に感染が確認されている。この疾病は、現在まで国内外において、ヒトへの感染例は報告がなく、ヒトへは感染しないと考えられている。

しかしながら、牛伝達性海綿状脳症（BSE）及びスクレイピー発生国において、BSEに感染しためん羊及び山羊は、臨床的にスクレイピーと区別できないことが指摘されていたことから、我が国においては、平成16年から特定危険部位（SRM）の除去、平成17年からスクリーニング検査を実施することによるめん羊及び山羊のBSE対策を実施してきた。また、平成16年よりBSE発生国からのめん羊及び山羊の肉、内臓及びこれらを原材料とする食品の輸入を禁止してきた。

なお、これまでに自然条件下のBSE感染が山羊で2例（フランス平成17年、イギリス平成21年）報告されているが、めん羊について自然条件下のBSE感染の報告はない。

厚生労働省においては、牛のBSE対策について、開始から10年が経過したことを契機に、それまでの取組、国内外のBSEのリスクが低下している状況を踏まえて諸般の見直しを行ってきたところであり、めん羊及び山羊のBSE対策についても、現在のめん羊及び山羊に対するBSEのリスクに応じた対策の見直しの検討が必要であることから、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会伝達性海綿状脳症対策部会で検討したところ、2のとおりとすることが適当であるとされた。

また、諸外国より高い水準の措置を維持する場合には科学的な正当性を明確化する必要がある。

2 具体的な諮問内容

(1) 国内措置

ア 検査対象月齢

現行の12か月齢以上の全てを対象とするスクリーニング検査を廃止した場合のリスクを比較。なお、生体検査において何らかの臨床症状を呈するめん羊及び山羊については引き続き検査を実施。

イ SRMの範囲

現行の「全月齢の扁桃、脾臓、小腸及び大腸（これらに付属するリンパ節を含む。）並びに12か月齢以上の頭部（舌、頬肉及び扁桃を除く。）、脊髄及び胎盤」から「12か月齢超の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸」とした場合のリスクを比較。

(2) 国境措置

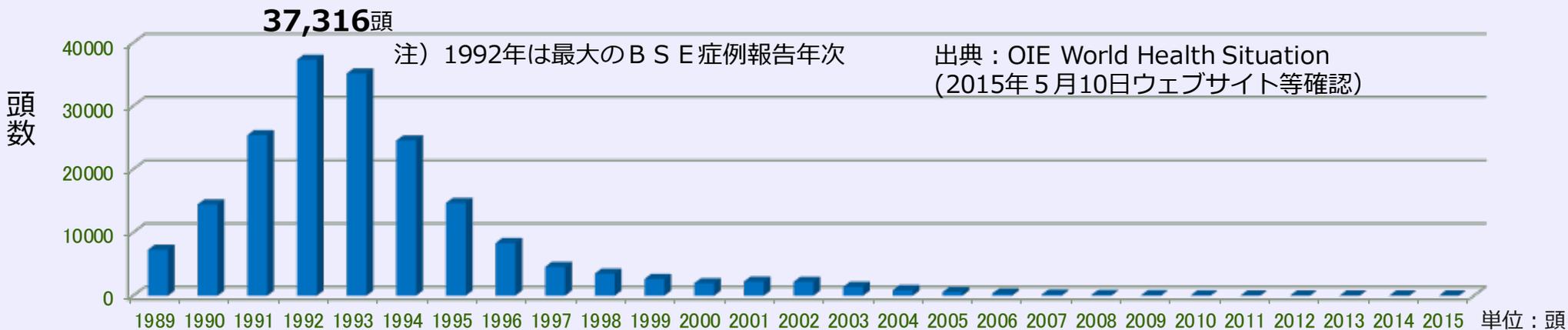
国内措置の見直しにあわせ、BSE発生国又は発生地域のうち、牛肉等について食品安全委員会のリスク評価を受けた国からのめん羊及び山羊の肉及び内臓等について、現行の「輸入禁止」から「SRMの範囲を、12か月齢超の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、SRMを除去したものを輸入」とした場合のリスクを比較。

3 今後の方針

食品健康影響評価の結果を踏まえて、必要な管理措置の見直しを行う。

めん羊及び山羊の B S E 対策について

世界のBSE発生件数の推移



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	7	12	2	190,664
欧州全体 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	4	10	1	5,976
(フランス)	(0)	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(3)	(1)	(2)	(3)	(-)	(1,026)
(オランダ)	(0)	(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(-)	(88)
(アイルランド)	(18)	(246)	(333)	(183)	(126)	(69)	(41)	(25)	(23)	(9)	(2)	(3)	(3)	(1)	(0)	(-)	(1,655)
(ポルトガル)	(0)	(0)	(4)	(5)	(11)	(19)	(10)	(9)	(5)	(4)	(2)	(1)	(3)	(1)	(0)	(-)	(74)
(スウェーデン)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(1)
(ノルウェー)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)
(デンマーク)	(1)	(6)	(3)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(16)
(スイス)	(15)	(42)	(24)	(21)	(3)	(3)	(5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)	(-)	(467) ^(注1)
(リヒテンシュタイン)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(2) ^(注2)
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	3	1	-	184,625
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	-	3
カナダ	0	0	0	2 ^(注3)	1	1	5	3	4	1	1	1	0	0	0	1	21 ^(注4)
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	-	36
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	-	2

(注1) 輸入牛による発生3頭を含む。 (注2) 2頭とも1998年に発生 (注3) うち1頭はアメリカで確認されたもの

(注4) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。



飼料規制

		給与飼料					
		日本 		米国・カナダ  		EU 	
		反芻類	豚・鶏	反芻類	豚・鶏	反芻類	豚・鶏
肉骨粉	牛	×	×	×	○	×	×
	SRM (注1)	×	×	×	○→×	×	×
	牛以外の 反芻類	×	×	×	○	×	×
	豚	×	○	○	○	×	×
	鶏	×	○	○	○	×	×

○：使用可、×：使用不可

(注1) 米国では、30か月齢以上の牛の脳及び脊髄

(注2) 米国及びカナダが、1997年に開始した飼料規制においては、牛のSRMの豚・鶏に対する飼料への利用が認められていたが、カナダでは2007年、米国では2009年に禁止された。

■ 各国の特定危険部位(SRM)

日本

牛

- ・全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄
（と畜場法施行規則、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則）
- ・30か月齢超の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）
（食品衛生法に基づく食品、添加物の規格基準）

めん羊及び山羊

- ・全月齢の扁桃、脾臓、小腸及び大腸（これらに付属するリンパ節を含む。）
- ・12か月齢以上の頭部（舌、頬肉及び扁桃を除く。）、脊髄及び胎盤

EU

（リスクが管理、不明の国）

牛

- ・12か月齢超の頭蓋（下顎を除き脳、眼を含む）及び脊髄
- ・30か月齢超の脊柱（尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む）
- ・全月齢の扁桃、小腸の後部4メートル、盲腸及び腸間膜

めん羊及び山羊

- ・12か月齢超の頭蓋（脳、眼を含む）、扁桃及び脊髄
- ・全月齢の脾臓及び回腸
（REGULATION(EC)No.999/2001, ANNEX V）

米国※

- ・30か月齢以上の脳、頭蓋、眼、三叉神経節、脊髄、脊柱（尾椎、胸椎及び腰椎の横突起並びに仙骨翼を除く）及び背根神経節
- ・全月齢の扁桃及び回腸遠位部
（9 CFR Part 310）

カナダ※

- ・30か月齢以上の頭蓋、脳、三叉神経節、眼、扁桃、脊髄及び背根神経節
- ・全月齢の回腸遠位部
（Health of Animals Regulations C.R.C., c. 296）

OIE(管理されたリスクの国)※

- ・30か月齢超の脳、眼、脊髄、頭蓋骨及び脊柱
- ・全月齢の扁桃及び回腸遠位部
（OIE Terrestrial Animal Health Code 2014 CHAPTER11.4.14）

※米国、カナダ及びOIEは牛についての記載



と畜場におけるSRM除去

- 平成14年4月から、めん羊及び山羊のSRMの除去焼却を指導。
- 平成16年2月27日から、と畜場法施行規則を改正し、めん羊及び山羊のSRM除去を法令上明確化。
扁桃、脾臓、小腸及び大腸(これらに付属するリンパ節を含む。)
12か月齢以上の頭部(舌、頬肉及び扁桃を除く。)、脊髄及び胎盤
- めん羊及び山羊のSRM除去についても、牛と同様に、SSOPを作成し、これに基づき適切に実施されていることについて、定められた頻度で点検を実施し、その記録が保管されている。

背割りの際、鋸屑、脊髄片等は下部のスクリーンにて回収



脊髄の除去



内臓検査後、小腸・大腸・胎盤・脾臓等は1頭毎にビニール袋に収納



写真の容器に、と畜日毎にまとめて保管



国内と畜場における検査

- 平成13年5月から24か月齢以上のめん羊を対象にウエスタンブロット法によるサーベイランスを実施。
- 平成17年10月からは、12か月齢以上のめん羊及び山羊を対象にELISA法によるスクリーニング検査を実施。
- 結果は全て陰性。

搬入年度	処理頭数	検査実施									検査実施せず
		症状を呈するめん羊及び山羊 ※1			その他のめん羊及び山羊			計			12ヶ月齢未満のめん羊及び山羊で検査を実施しなかった頭数
		陰性	陽性	計	陰性	陽性	計	陰性	陽性	計	
平成17年度10～3月	2,834	1	0	1	2,070	0	2,070	2,071	0	2,071	763
平成18年度	6,096	1	0	1	4,211	0	4,211	4,212	0	4,212	1,884
平成19年度	6,508	1	0	1	4,634	0	4,634	4,635	0	4,635	1,873
平成20年度	6,344	1	0	1	4,544	0	4,544	4,545	0	4,545	1,799
平成21年度	7,722	0	0	0	5,102	0	5,102	5,102	0	5,102	2,620
平成22年度	7,785	0	0	0	5,322	0	5,322	5,322	0	5,322	2,463
平成23年度	8,479	0	0	0	5,880	0	5,880	5,880	0	5,880	2,599
平成24年度	9,301	0	0	0	6,557	0	6,557	6,557	0	6,557	2,744
平成25年度	8,389	0	0	0	6,126	0	6,126	6,126	0	6,126	2,263
平成26年度	8,079	0	0	0	5,744	0	5,744	5,744	0	5,744	2,335
	71,537	4	0	4	50,190	0	50,190	50,194	0	50,194	21,343

※1 生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するめん羊及び山羊

(注)平成17年10月1日～平成27年3月31日までにTSEの疑いがあるためとさつ禁止措置を講じた件数 0件



国境措置、諸外国の状況

- 平成16年2月27日より、BSE発生国からのめん羊及び山羊の肉、内臓及びこれらを原材料とする食品については輸入を禁止している。
- 国際獣疫事務局(OIE)は、めん羊及び山羊について、スクレイピーのコードを設定しているが、BSEに係るコードは設定していない。
- EUでは、EFSAの報告書を踏まえ、と畜場におけるSRMの除去と、TSEサーベイランスを実施している。サーベイランスで陽性とされた検体のうち、いくつかはBSEを判別するための検査が行われており、これまでに山羊2頭がBSEとされた。
- 米国及びカナダについては、SRM除去についての規定はない。スクレイピーを撲滅する目的でサーベイランスが実施されている。

【EUのサーベイランス結果】

めん羊	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
検査頭数	1,035,065	828,644	465,278	331,027	344,211	369,417	358,850	339,967
TSE陽性数	3,507	2,253	1,936	1,158	1,112	1,589	1,101	1,223

山羊	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
検査頭数	309,246	277,196	152,037	117,868	142,668	140,843	135,175	132,926
TSE陽性数	791	1,272	1,214	89	435	380	1,219	1,805

【参考】

○米国	2006	2007	2008	2009	2010	2011
検査頭数	38,849	39,504	43,397	42,343	45,846	36,558
TSE陽性数	328	316	190	78	74	20

○カナダ	2006	2007	2008	2009	2010	2011
検査頭数	1,782	2,401	3,215	4,161	4,629	7,395
TSE陽性数	2	2	6	6	11	7

